第３号様式

新潟県県有林並びに県行造林立木入札心得

１　入札参加者は公告した期限までに入札参加申請書を提出した者とする。

２　入札には、特に郵便入札を認めた場合を除き、本人又は本人の委任状を持参した代理人のみが参加できるものとする。

３　入札参加者は、入札開始時刻から入札締切時刻まで入札執行職員の指示に従うものとする。

４　入札書の入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入する。

５　入札参加者は、入札場において入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に 100 分の５を乗じて得た額以上の入札保証金（現金、無記名の国債、地方債もしくは特別の法律により設置された法人の発行する債券）を納付しなければならない。

なお、この入札保証金は開札完了後速やかに落札者を除き、保証金を納付したとき発行した領収書と引き換えに入札者に還付する。

ただし、落札者に係る入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

６　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

７　落札者は、予定価格を超えたものの最高価格を入札した者とする。

８　落札となるべき同価の入札した者が２名以上あるときは、直ちに抽せんにより落札者を決定するものとする。

９　次の入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札又は代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札。

(2)　入札書記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札。

(3)　氏名のもとに押印のないもの。

(4)　入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に 100 分の５を乗じて得た額以上の額に達しない者がした

入札。

(5)　入札者又はその代理人が２以上の入札をしたときは、その全部の入札。

(6)　他を脅迫し、その他不正の行為によってした入札。

(7)　その他入札に関する条件に違反した入札。

10　初度の入札において落札者がない場合には、直ちに再入札を行うものとする。ただし、再入札は１回とする。

11　落札者が県の指定する期間内に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合入札保証金は還付しない。

12　契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）は契約者が契約条項に定める義務を履行したときに契約者に返還する。

13　売払物件の引渡しは買受人立ち会いのもとに行うものとする。